

被扶養者の資格調査(再認定)にご協力ください

今年も被扶養者の資格調査(再認定)を行います。被扶養者の資格調査とは厚生労働省の通達に基づき、現在被扶養者となっている方が認定要件を満たしているか確認するものです。ご理解とご協力をお願い致します。

実施期間

平成29年10月中旬から11月30日(木)まで

対象者

18歳以上の被扶養者(高校生を除く)

※ただし、下記に該当する場合は調査対象外となります

★平成29年4月1日以降に被扶養者として認定された方

★平成11年4月2日以降に生まれた方



資格調査に必要な書類

●被扶養者調査表(対象者全員)

●現在学生 ➡ 学生証(写)または在学証明書

※学生証は有効期限が明記されているものに限りです。

※学生でも収入がある方は、収入に関する書類が別途必要となります。

●収入に関する書類(対象者全員)

給与収入 ➡ 「直近の給与明細(写)」又は「平成28年の源泉徴収票(写)」

年金収入 ➡ 平成29年度の「年金改定通知書(写)」又は「振込通知書(写)」

事業収入 ➡ 平成28年の「確定申告書(写)」と「決算書(写)」又は「収支内訳書(写)」

平成28年1月～12月の期間に収入があったが、現在は収入が無い場合

➡ 被扶養者調査表の備考欄に現在収入がない理由をご記入ください。(例:平成〇〇年〇月〇日退職など)

●仕送りに関する書類(無収入の配偶者・子以外で被保険者と別居の方)

➡ 仕送り額が確認できる「振込明細」又は「現金書留」

※被扶養者に収入がある場合、収入金額を確認できる書類の(写)

非課税証明書と住民票については、

個人番号(マイナンバー)の情報連携を利用し当健康保険組合にて情報を取得する予定です。

なお、個人番号が未届出の場合や転居などの状況により情報連携で各種情報を取得することができない場合がありますので、その際は書類での提出をお願いいたします。

また、その他個人の状況により、上記以外の書類をご提出していただく場合もあります。

詳しくは、後日送り致します被扶養者調査表をご確認ください。ご理解とご協力をお願いいたします。